

公益財団法人中国残留孤児援護基金

第37回臨時理事会（決議省略）議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

提案書 ※別添のとおり

第一号議案 虎ノ門駅南地区の再開発に備え、中国残留孤児援護基金の本部事務所を現在の港区から中央区に移転する。つきましては、当法人の主たる事務所を下記に移転することへの承認をいただきたい。

記

主たる事務所移転先 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目6番8号
移転時期は、令和3年9月1日とする。

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した者

理事長 炭 谷 茂

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

令和3年7月31日（土）

4. 議事録の作成に係る職務を行った者

業務執行理事 斎 藤 恒一

5. 議決に加わることができる理事数

4名

令和3年7月27日（火）、代表理事である理事長炭谷 茂が理事の全員に対して、理事会の決議目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、令和3年7月31日（土）までに議決に加わることができる理事及び監事の全員から書面により同意及び異議のない旨の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する第194条（本財団定款第43条）に基づく理事会の「決議の省略」の方法により、当該提案（第一号議案）を承認可決する旨の理事会の決議があつたものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があつたとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した者及び議事録の作成に係る職務を行った者は、次に記名押印する。

令和3年8月17日

代表理事（理事長）

炭 谷 茂

業務執行理事（常務理事）

斎 藤 恒 一